

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年7月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：タジキスタン 担当：経済基盤開発部
案件名：道路維持管理改善プロジェクト

1 契約予定期間：2013年10月上旬～2016年6月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における道路維持管理に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年8月7日から2013年8月9日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年8月7日から2013年8月12日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年8月30日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：9月上旬
- (5) 契約交渉：9月上旬～9月中旬

5 業務の目的

タジキスタンは、中国、キルギス、ウズベキスタン、アフガニスタンに囲まれた国土面積143,000平方kmの内陸国であり、約30,000kmに及ぶ道路網が整備されている。国内の貨物輸送の約65%、旅客輸送の約99%を道路交通に依存し、国内の幹線道路はタジキスタン経済・社会において重要な運輸交通インフラとしての機能を果たしている。さらに、国土を南北に縦断する国際幹線道路（北はウズベキスタン、南はアフガニスタンに続く）、及び東西に横断する国際幹線道路（西はウズベキスタン、東は中国及びキルギスに続く）はアジアハイウェイやCAREC回廊（Central Asia Regional Economic Cooperation Corridor、アジア全体の物流の円滑化や経済発展を図るべく整備されつつある国際回廊）の一部を成している。タジキスタンは中央アジアと南アジアの結節点に位置することから、これら国際幹線道路の整備と確実な維持管理が中央アジア諸国やアフガニスタンを含む地域全体の政治経済の発展に貢献することが期待されている。しかし、国内の道路網の大部分は旧ソ連時代に建設されたものであり、1991年の独立後の内戦、及び経年による損傷や老朽化が進行している。また、タジキスタン国内の道路網（国際幹線道路や国道を中心に約13,800km）を管轄する運輸省（Ministry of Transport：MOT）は必要機材や人材・技術の不足により道路を十分に維持管理できておらず、援助機関の支援で整備・改修された道路であっても損傷や老朽化が進行する要因となっている。こうした道路網の整備不足は輸送や移動の所要時間・コストの増大をもたらし、さらにはタジキスタン国内及び周辺地域の経済発展の阻害要因となっていることから、道路の適切な維持管理が課題として挙げられている。

また、タジキスタン南部のハトロン州はアフガニスタンと国境を接しているため、アフガニスタン情勢の影響を受けやすいだけでなく、同州の貧困率は約50%と高い（首都ドゥシャンベの貧困率は約19%）。アフガニスタン情勢による近隣地域の不安定化を阻止するためにも、アフガニスタンとの国境地域に位置するハトロン州の経済・社会的安定の実現は急務であり、同州と首都ドゥシャンベとを結ぶ道路網の整備はその手段の一つとして重要な課題であると言える。

タジキスタン政府は、国内の経済復興・開発を進める上での優先分野や方向性を示す「国家開発戦略2015」（National Development Strategy：NDS、2007年）やNDSの中期行動戦略としての「貧困削減戦略2010-2012」（Poverty Reduction Strategy：PRS、2010年）において、持続的な経済成長の観点から国際幹線道路の整備や運輸交通分野の制度改善の必要性を示している。また、最新の中期行動戦略「生活水準向上戦略2013-2015」（Living Standard Improvement Strategy：LSIS、2013年）で、地域間の連結性の向上及び国民の生活水準の改善に向けて、道路整備などの運輸インフラ整備による経済環境の改善が重要課題であることが示されている。

運輸セクターに特化した政策としては、2011年に「2025年までのタジキスタン共和国運輸開発特別プログラム」（National Target Development Strategy for Transport Sector of the Republic of Tajikistan to the Year 2025）が策定された。同プログラムでは、旧ソ連時代に整備され老朽化した道路や内戦による破壊で荒廃した道路など、経済成長の基盤となる運輸インフラの整備の必要性が強調されている。

JICAはこのタジキスタン政府の方針に沿う形で、国別援助方針の重点分野の一つに「経済インフラ整備」を掲げ、タジキスタン国内における都市・地方間の利便性の改善、及び中央アジア諸国やアフガニスタンとの連結性の改善を通じ、物流促進による地域経済の活性化・安定化に貢献すべく、老朽化した道路の改修と道路維持管理体制の強化に向けた協力を実施している。道路改修については、「クルガンチュベ-ドゥスティ間道路改修計画」（無償資金協力、2008年）、「第二次クルガンチュベ-ドゥスティ間道路改修計画」（無償資金協力、2011年）、「ドゥスティ-ニジノピヤンジ間道路整備計画」（無償資金協力、2006年）、「ドゥスティ-ニジノピヤンジ間道路整備計画（第2期）」（無償資金協力、2008年）を通じて、タジキスタン国の首都ドゥシャンベとアフガニスタンとの国境

の町ニジノピヤンジを結ぶ総延長176.6kmの道路のうち83.6kmを改修・整備している。また、維持管理体制の強化については、「ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備計画」（無償資金協力、2013年）により道路維持管理機材を調達予定である。

こうした背景を踏まえ、タジキスタン政府は道路の舗装の点検及び補修技術の向上につき、我が国に技術協力を要請した。この要請を受け、JICAは2012年12月の詳細計画策定調査で協力計画を策定し、翌2013年6月にMOTと合意議事録（Record of Discussions：R/D）を取り交わし、協力内容について合意した。このR/Dに基づき、MOTをカウンターパート機関（以下、C/P機関）として技術協力「道路維持管理改善プロジェクト」を実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

首都ドゥシャンベの運輸省本省、ヒッサール道路管理局及びクルガンチュベ道路管理局と両道路管理局管内の国際道路・国道

(2) 相手国関係機関

運輸省（Ministry of Transport：MOT）

(3) 業務内容

以下のプロジェクト目標及び成果の達成に必要な活動を実施する。

【プロジェクト目標】

ヒッサール道路管理局及びクルガンチュベ道路管理局管内での道路維持管理の実施能力が向上する。

【成果】

1. ヒッサール道路管理局傘下の道路維持管理事務所（9カ所）及びクルガンチュベ道路管理局傘下の道路維持管理事務所（13カ所）の舗装点検の技術力が強化される。
2. ヒッサール道路管理局傘下の道路維持管理事務所（9カ所）及びクルガンチュベ道路管理局傘下の道路維持管理事務所（13カ所）の舗装補修の技術力が強化される。

7 成果品等

- (1) ワークプラン (2013年11月下旬)
- (2) 業務進捗報告書 (2014年4月下旬、2014年10月下旬、2015年4月下旬、2015年10月下旬)
- (3) 業務完了報告書 (2016年5月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 舗装点検 1（評価対象予定者）
- (2) 舗装点検 2
- (3) IRI調査
- (4) 舗装補修 1（評価対象予定者）
- (5) 舗装補修 2

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定
- (2) 2012年12月に詳細計画策定調査実施済み（調査報告書（案）は参考資料として業務指示書と併せて配布する予定）

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。